

平成 26 年度 第 1 回雲仙市入札監視委員会審議概要報告書

開催日時	平成 26 年 5 月 19 日（月） 午後 2 時 00 分～午後 3 時 45 分
開催場所	吾妻町ふるさと会館 2 階 研修室 3
報告案件 及び 審査案件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 報告案件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指名停止措置案件の報告 ・ 工事費内訳書等の聴取指示案件の報告 3. 抽出案件の審査 <ol style="list-style-type: none"> ①雲仙市特設馬術競技場施設等機械設備工事 ②市道吾妻三室幹線側溝整備工事 ③小浜広域農道法面復旧工事 4. 質疑応答 5. その他
出席者 (委員)	委員長 (欠員) 委員長代理 吉田 省三 委員 中村 聖三 委員 吉田 博幸 委員 前田 憲子
出席者 (雲仙市)	雲仙市副市長 酒井 利和 総務部長 畑中 隆久 総務部参事監兼工事検査室長 橋口 幸生 総務部次長兼管財課長 関 精一 総務部管財課参事 竹田 義則 総務部管財課主査 宮本 大輔 教育委員会国体推進課長 松橋 秀明 教育委員会国体推進課主査 岩岡 純 建設整備部次長兼道路河川課長 吉崎 誠 建設整備部道路河川課主事 林田 覚 産業振興部農漁村整備課課長補佐 久米 重治 産業振興部農漁村整備課主査 永田 圭史郎

平成26年度 第1回 入札監視委員会 議事録

1. 日 時 平成26年5月19日(月) 午後2時00分 ~ 午後3時45分
2. 場 所 ふるさと会館 研修室3

【議事】

主な意見・質問	市側回答
<p>1. 開会</p> <p>2. 報告案件</p> <p>・指名停止措置案件の報告について</p> <p>(委員質疑) 住友電設と栗原工業に対する加重と減免が違うのはどのような理由で違うのですか。</p> <p>(委員質疑) 課徴金減免申請とはどういう時に出来て、どういう時に認められるのですか。また、公正取引委員会からの処分を受ける会社が申請するものですか。</p>	<p>(事務局) 関西電力発注の特定架空送電工事及び特定地中送電工事の談合事件に係る(株)サンテック、川北電気工業(株)、住友電設(株)、栗原工業(株)の指名停止措置について説明。</p> <p>(事務局) 栗原工業は、独禁法違反2ヶ月、首謀者として2ヶ月の短期加重、過去に課徴金命令を受けていたとして2ヶ月の短期加重の合計6ヶ月です。住友電設は、独禁法違反2ヶ月、指名停止期間中の違反で2ヶ月加重、運用で指名停止となった行為が、当初指名停止前であれば加重しないとし、マイナス2ヶ月、首謀者として2ヶ月加重ですが、課徴金減免制度認定により、合計の1/2とし、2ヶ月にしております。</p> <p>(事務局) 価格協定や談合などは秘密裏に行われ、証拠も乏しいため、そもそも発見自体が難しいため、違反内容を自主的に申告して公正取引委員会の調査に協力すれば、課徴金の免除や減額が受けられるようになっております。公正取引委員会の立ち入り検査前に、最初に申請した会社は課徴金の全額が免除され、刑事告発の対象からも外れます。2番目は50%、3番目は30%が減額されます。立ち入り後も3社まで30%の減額が受けられます。</p>

<p>(委員質疑)</p> <p>市の指名停止は、市へ指名願いを提出している業者だけにしているのですか。違反している全ての業者に指名停止をかけているのですか。</p>	<p>(事務局)</p> <p>雲仙市に指名願いが提出されている業者に対し指名停止を行います。</p> <p>(事務局)</p> <p>鉄道・運輸機構が発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の談合事件に係る東洋熱工業(株)、三建設備工業(株)、新日本空調(株)、(株)朝日工業社、高砂熱学工業(株)、ダイダン(株)、(株)三晃空調の指名停止措置について説明。</p>
<p>(委員質疑)</p> <p>北陸新幹線のほうですが、市の発注工事について刑事告発が行われれば、6ヶ月以上24ヶ月以内となっていますが、2ヶ月というのほどのような根拠ですか。</p>	<p>(事務局)</p> <p>市の入札審査委員会において、要綱等に告発された場合に加重するとの規定はありませんが、通常の排除措置命令や課徴金納付より更に悪質と判断し、入札審査委員会において、県に準じて内容を検討し、短期を2ヶ月加算すると判断しました。</p>
<p>(委員質疑)</p> <p>これが、市が発注した工事で刑事告発であれば、2ヶ月と同じということですか。</p>	<p>(事務局)</p> <p>市が発注した工事については、別表第2の7号のとおり、6ヶ月以上24ヶ月以内です。</p>
<p>・工事費内訳書等の聴取指示案件の報告について</p>	<p>(事務局)</p> <p>平成25年11月7日、入札を実施した八斗木小学校校舎防水改修工事において、落札率が高く、落札者以外すべての応札者が失格となり、結果的にもっとも高い価格で入札した業者が落札しているが、入札結果から見て、多くの業者が安い金額で履行できていることから、市の積算に問題が無いのか。市の設計額と応札業者の見積もりの違いが見えないため、入札案件の結果を検証し、今回報告する。</p>

<p>(委員質疑) 仮設工事のところと塗装補修工事が離れていますが、単価や歩掛が公表されている部分にあたるのですか。</p> <p>(委員質疑) 市の積算において、公表されていない単価などをどのように決めたのか。また、適切だったのかを説明すべきではないのですか。</p> <p>(委員質疑) 仮設工事が大きくずれているようですが、その部分は標準的な単価がないと言われましたが、業者さんが知るすべがあるのですか。</p> <p>(委員質疑) それだから、そこはばらつくのが当たり前ですよ。市は、内部にある歩掛のどういう根拠で決めたのか。それが実勢と合っているのかが問題になると思いますが、そこをどのように検証されましたか。</p> <p>(委員質疑) すべて、県の積算基準をそのまま使うのですか。</p> <p>(委員質疑) 結局はその歩掛が実勢とあっているのかが問題だと思います。</p> <p>(委員質疑) 物価版があって、同じ片付けにも単価が色々</p>	<p>(事務局) 仮設工事や塗装補修工事については、公共建築工事積算基準の歩掛は公表されていますが、単価は非公表です。</p> <p>(事務局) 各仮設工事の単価については、公共建築工事積算基準に基づいた県単価にて市は積算をしております。応札された業者は、物価本等が何種類かありますが、物価本の単価の採用についても今までの経験等に基づいて、さまざまな単価を採用していると思えます。特に、仮設工事においては、図面等に詳細な条件が無いために、このような見積もりになったのではないかと推測しております。</p> <p>(事務局) その部分の単価は公表されていません。</p> <p>(事務局) 設計の歩掛は、県の積算基準で行っております。</p> <p>(事務局) 自治体に対して示されているのでその歩掛を使っております。</p>
---	--

あって、業者の選択の仕方で見積もり方が違うという話ですよね。

(委員質疑)

物価本には単価があるのでしょうか？

(委員質疑)

大幅なばらつきが想定される単価に対して、県の積算基準歩掛があるからということ、そのまま使うというのは適当でないように思います。県が決めている歩掛とは、いつの情報を基に決めたのかということを見ると、県もそうそうデータを変えないと思うので、時期的に変わるものだったりすると、大きな差が出てくる。標準的な単価が無いときには、何社から見積もりを取れば、その時々の実勢が分かる。それをベースに積算すべきではないですか。

一番の問題点は、結果的に大多数の業者さんが最低制限価格より低い価格で応札していて、それがすべて失格になっている。価格の高いほうの予定価格帯を狙った業者が落札するということは、税金を払っている側からするともったいないと思いますので、積算の方法として、改善出来る場所は無いのでしょうか。

(委員質疑)

今後の課題として、表示方法の検討が必要となっていますが、具体的にどのように検討していますか。

(事務局)

そうです。

(事務局)

あります。積算基準歩掛で算出した単価と、物価本にある単価の価格差はどうしてもあります。

(事務局)

建築の積算に限っては順番があつて、県の積算基準に則つて積算をします。積算基準に無い分が物価版になります。

本件は、物価版単価のどれを採用しているか、業者側も判断できなかったようです。工事内容を判断し、積算をするときに推測しなければなりません。条件にあやふやな部分があつたと思われますので、今後、分かりやすい条件明示をすべきと思います。

(事務局)

今後の課題として、早めに仕様書などを改善しないと、こういうことが再度起こり得ると思います。仮設工事について単価を公表していないので、見積もりがばらつかないように仕様書等のなかで表示の方法をもっと分かりやすくしなければと考えています。担当課と話をし、今後についてはみなさんに公平になるように検討していきたいと思っています。

<p>(委員質疑) 物価版などは毎月出るじゃないですか。それに対して県の単価が年度内で実勢価格が大きく変わるとすると、それを補正するような方法はあるのですか。</p> <p>(委員質疑) 内訳書は8者全部から出たのですか。</p>	<p>(事務局) 県の単価は、四半期ごとに改定をしているとのことです。</p> <p>(事務局対応) 8者全部から出ました。</p>
<p>3. 抽出案件の審査</p> <p>①雲仙市特設馬術競技場施設等機械設備工事</p> <p>(抽出理由) 入札に参加した11業者のうち9業者が失格している。落札した1業者ともう1業者だけが失格ではなかった。結果的に2業者だけ見ると、金額が離れている。失格になったところも、最低制限価格よりも少し下ですね。1500万円台。そこそに見られる。ギリギリのところもあるので、談合かと言えば、そうでも無いという気もするが、制限付一般競争入札はこんなものかと疑問があったため。</p> <p>(委員質疑) これまでの市水の契約のときの積算の仕方と、今回の馬術の考え方は同じですか。</p>	<p>(事務局) 入札方式、指名選定した考え方及び入札参加状況、入札結果等の説明。</p> <p>(担当課) 工事概要等の説明。</p> <p>(担当課) 失格が多い理由について、入札に参加した11業者のうち、金額の低かった数業者から工事費内訳書を提出してもらい確認を行いました。 金額に開きがあったところは、鋼管に関する歩掛で誤った解釈と思われる見積もりがありました。 その部分は間違いやすいということで、厚生労働省も現状を受けて、水道実務必携の改定をH25年10月に行いました。</p> <p>(担当課) 市水の場合は、本管から給水側は、ビニール管やポリエチレン管を使用しているのですが、この歩掛には当てはまりません。今回の歩掛は、鋼管の施工になります。給湯管やガス管は鋼管を使うようになっており、給水管につ</p>

<p>(委員質疑) 市水でも屋内では鋼管を使っているところがありましたよね。</p> <p>(委員質疑) 内訳書の提出を求めたのは、なぜ数業者だったのですか。</p> <p>(委員質疑) ランダムに選んだのですか。</p> <p>(委員質疑) その業者は低めに入れたのですか。</p> <p>(委員質疑) 数は変わらないのですか。</p> <p>(委員質疑) 11業者のうち10業者はそういう考えだったのですか。</p> <p>(委員質疑) 11業者中10業者が間違っているということは、業者だけの問題ではなく、それ自体が大きな問題ですよ。</p> <p>(委員質疑) 先ほど説明がありましたが、厚労省の指示が</p>	<p>いてもポンプで圧送するためです。市水とはやり方が違います。</p> <p>(担当課) 今はほとんどポリ管です。</p> <p>(担当課) 入札からの期間が相当過ぎていましたので、金額の開きのあった業者から提出してもらいました。</p> <p>(担当課) はい。</p> <p>(担当課) 低めになっているようです。</p> <p>(担当課) 数は変わりません。</p> <p>(事務局) そのように考えられます。それからもう1点は、今回の入札の段階で、ランダム係数が1.0047と一番高い数値を示しています。それが低い数値であれば、この中であと数業者はランダム係数に救われるというもあります。全体的に価格を安く見積もっているので、ほとんどの業者が最低制限価格に引っかかったと考えています。</p> <p>(担当課) 厚労省が間違いやすいということで、改定</p>
---	--

<p>間違っているのですか。</p> <p>(委員質疑) そこを間違っていたということを、業者が知るすべはあるのですか。</p> <p>(委員質疑) 個別に指摘出来ないというのはわかりますが、全体としてそういう間違い・誤解があるということとは出せないのですか。</p> <p>(委員質疑) 25年に改定があっているのですか。また、管工事全般に係わってくるのですか。</p> <p>(委員質疑) 管工事はそんなに多くないのですか。</p> <p>(委員質疑) 確認ですが、差というのか、90%か91%のところできりぎりだめだった業者と、その下の業者との差というのが、継手のところだけでいうと倍のお金が違う。管の本体との工事のほうが大きいということですね。</p> <p>②市道吾妻三室幹線側溝整備工事</p>	<p>をしています。新しく改定された中では、表示を分けて1箇所あたりそれぞれの表現の仕方に変えてあります。そこを業者は間違っていたと思います。</p> <p>(担当課) 最低制限価格ギリギリのところの3業者は間違っておらず、ランダムが高かったので失格になったと思われます。間違っている業者に指摘してやると、他業者との公平性にかけるため伝えていません。</p> <p>(担当課) そのため、水道実務必携を改定し公表しております。</p> <p>(担当課) はい。25年に改定があっています。鋼管を使用する場合に係わってきます。水道はポリ管やビニール管を使用するので、あまり影響は無いです。</p> <p>(担当課) 最近は鋼管ですというものはほとんどありません。</p> <p>(担当課) はい。</p>
---	---

<p>(抽出理由)</p> <p>辞退者が多く、適切な競争が行われたのか。2月27日執行のNo.13は指名数が29業者となっているが、同じような工事なのに本件との指名数の違いはなにか。1月の入札で辞退者が多かったから2月の入札のときに沢山指名をしたのかと思い、指名の仕方に疑問が生じた。</p>	<p>(事務局)</p> <p>入札方式、指名選定した考え方及び入札参加状況、入札結果等の説明。</p> <p>(事務局)</p> <p>今年度については災害等の工事ありませんでした。災害等、小さい工事が多くある場合には、指名業者数を増やして各案件の参加者数を確保します。本年度は、そういう工事が無かったために12～13業者を指名しました。ふたを開けてみると、手持ちが多く、技術者の確保が出来ないと判明しました。おそらく、下請け等で入られている場合と、民間の工事を行っている方が多かったかと思われます。</p> <p>もう1点ですが、2月分の工事については、29業者の指名を行っているのご意見がありましたが、2月・3月の工事になると、ほとんどの方が手持ち工事を持っており、例年2月・3月の入札については、対象ランクのほぼ全業者を指名するというので、今回も29業者指名しました。ただ、その中で、どうしても受注発注の関係で手持ち工事がある、実際の参加者が少なかったと考えています。</p> <p>(担当課)</p> <p>工事概要等の説明。</p>
<p>(委員質疑)</p> <p>辞退された理由が、手持ちの工事が多い、技術者の確保が困難と同じような理由だと思いますが、辞退している業者は、その他の似たような工事も全部辞退しているのですか。</p> <p>(委員質疑)</p> <p>必ずしもそうじゃないということですか。</p>	<p>(事務局)</p> <p>辞退届けを窓口に提出されたときに、辞退理由に矛盾がないか確認するようにしています。</p> <p>(事務局)</p> <p>いいえ。全部の案件は把握しておりませんが、辞退届けを持って来られたとき、必ず理由を聞くように話しをしています。</p>

<p>(委員質疑)</p> <p>辞退理由を書いているのは、例えば、発注のタイミングがあるときに重なってしまって、入札がどうしようもない。といった場合は発注するほうも考えなくてはいけないと思います。できる限り本当の理由を知りたいところです。実際はどうですか。</p>	<p>(事務局)</p> <p>以前は、単純に手持ちが多いからという辞退をされているところがありました。今は、辞退理由の聞き取りによって、正確になってきていると思います。</p>
<p>(委員質疑)</p> <p>辞退内訳の6番の案件内容を判断した結果によるに丸をすればいいのでは。</p>	<p>(事務局)</p> <p>そうですね。</p>
<p>(委員質疑)</p> <p>これは業者が出してきたものそのままなのですか。是正をしているのですか。是正した結果こうですか。確認は出来ていないけど、こういうことだろうとなっているのですか。</p>	<p>(事務局)</p> <p>辞退理由の聞き取り結果です。</p>
<p>(委員質疑)</p> <p>29社というのはCランク、29社全部なのですか。</p>	<p>(事務局)</p> <p>全部です。</p>
<p>(委員質疑)</p> <p>Cランクの業者は、入札があるかという情報は市のホームページで分かれるのか。</p>	<p>(事務局)</p> <p>入札予定は公表しております。</p>
<p>(委員質疑)</p> <p>提案ですが、Cランクでも一般入札で入札してはどうですか。一度にしたほうが簡素化し、事務処理も少なくなるのでは。</p>	<p>(事務局)</p> <p>一般競争入札にすると、簡素化しますが、全体でやってしまうと落札業者が偏る恐れがあります。</p>
<p>(委員質疑)</p> <p>2つくらいとったら対象外にするとか。下請けとか関係ないのかなど出てくるかと思うが。今のところは一般競争の検討はされていないのですね。</p>	<p>(事務局)</p> <p>考えはありますが、そこまで行き着いておりません。基本的には一般競争というのが本来だと思っております。</p>

<p>(委員質疑) 全業者を対象とされるのであれば、一般競争でも良いと思います。</p> <p>③小浜広域農道法面復旧工事</p> <p>(抽出理由) 辞退者が非常に多い。落札したところと、辞退や失格で、もう1社くらい差がある。本当にちゃんとした入札だったのか。</p> <p>(委員質疑) これについては歩掛など設計の内容、条件は全て公表しているのですか。</p> <p>(委員質疑) すべて条件が分かっているのにこんなに違うというのは少しおかしい。前回の質問でも、ほとんど同じような積算が出るというのが分かっていますので。90%近くにポンと来るのが普通考えられる数字です。最低制限価格が約90%ですから。上と下がポンと離れていることに問題があります。</p> <p>(委員質疑) 最低制限価格にランダム係数が一番低くなったときの値で出したらどうなるのですか。0.995が出たとして、それで失格になるのですか。ランダム係数が実際1.0017564で、これと0.995だったら、この比になると思います</p>	<p>(担当課) 工事概要等の説明。</p> <p>(事務局) 入札方式、指名選定した考え方及び入札参加状況、入札結果等の説明。</p> <p>(担当課) 設計図書などすべて公表しています。</p> <p>(事務局) まず、辞退者が多いということの理由は先ほど申し上げた理由のとおりです。 入札率の問題ですが、通常なら歩掛が分かっているので90%あたりに集中するのが本来だと思います。今回100%超えたということは、落札する意思がないのかなと考えられます。しかし、失格したところは落札する意思が大いにあったと考えられます。ランダム係数が1.0017ですが、落札する意思がない上の方と、落札する意思がある下の方が失格となって、その真ん中が落札したという結果しか分析できません。</p> <p>(事務局) 最終的に最低制限価格の公表を、設計額の89～90%になるように公表しています。 計算をしたところ、1,699,460円です。19,000円ほどの失格になる。若干の設計誤差はあると思います。</p>
--	---

が。168万という応札額が一番低く来たときには、ちゃんと失格にならないということであれば、先ほどの説明のとおりですがね。

(委員質疑)

一番低く来ても失格になるということですね。まったく白とは思えません。そこが失格にならなければ分かりますが。

設計価格がピタッとこれくらいするのが、ひよっとしたら出るかもしれない。もし、分かっている、わざとギリギリのところをねらってくるかもしれない。

(委員質疑)

入札結果表はランダム係数など、掲載されていますか。

前回の委員会では、ランダム係数の動向を見るためだけに参加しているものもいましたから。

(委員質疑)

以上をもちまして、抽出案件についての審査を終わります。

(事務局)

内容については、工種も単純なので積算がぶれることは無いと思われませんが、今までの実績からもCランク発注分は、多少、ぶれが見受けられました。

(事務局)

一般には公表しておりません。入札会場に参加業者に対して公表します。ただし、今年度から電子入札で実施する入札については、開札結果にランダム係数を付して公表します。